

知多市最低制限価格制度実施要領

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市が発注する建設工事の入札における、知多市契約規則（昭和45年規則第19号）第16条に規定する最低制限価格の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定することができる建設工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札に付す建設工事
- (2) 指名競争入札に付す建設工事

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の額は、予定価格算出の基礎となる次の各号に掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下同じ。）に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 予定価格の作成者が、前2項に規定する方法により難しいと認める場合は、前2項の規定にかかわらず、予定価格の10分の9.2から10分の7.5

までの範囲内で、予定価格の作成者が最低制限価格を設定するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領は公表する。

2 最低制限価格を設定したときは、制限付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知等に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知する。

3 最低制限価格を公表する時期及び方法等については、別に定める。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。